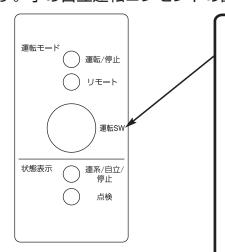
停電時の自立運転

連系自立自動切替を ON(初期値 OFF)にしている場合は、自動で自立運転 / 連系運転に切り替わります。 (9ページ参照)

連系運転から自立運転にするには

停電時には外部表示操作部の運転 SW を操作することにより、自立運転に切り換えることができます。

自立運転モードでは、自立運転コンセントから供給される電力により、電気製品を使用することができます。予め自立運転コンセントの設置工事が必要です。



■ 外部表示操作部の運転SWを約5秒 長押しして「停止モード」にする

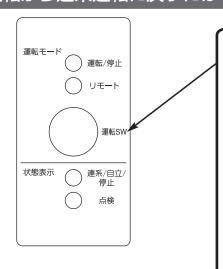


- ・運転/停止ランプが点灯から点滅に変わります
- 2. 外部表示操作部の運転SWを約5秒 長押しして「運転モード」にする



- ・運転/停止ランプが点滅から点灯に変わります
- ・連系/自立/停止ランプが点滅、自立運転コンセントにAC100Vが出力されます
- ・一括制御リモコン使用時の自立 運転時における電力表示は、自立 運転コンセントに接続された機 器の消費電力(単位:kW)です

<u>自立運転から連系運転に戻すには</u>





- ・運転/停止ランプが点灯から点滅に変わります
- 2. 外部表示操作部の運転SWを約5秒 長押しして「運転モード」にする



- ・運転/停止ランプが点滅か ら点灯に変わります
- ・連系/自立/停止ランプが点灯し、発電電力が表示されます

ご注意

● 停電復帰後、運転 SW を操作しても連系運転に戻らない場合は、住宅用分電盤の太陽光発電システム専用ブレーカを確認してください。

自立運転コンセントで使える機器例







ラジオ スマートフォンなどの 充電器

⚠警告

●自立運転コンセントに以下の製品をつながない

発電電力は天候により変動します。パワーコンディショナの発電電力が自立運転コンセントにつないだ電気機器の消費電力より小さい時は運転を停止します。途中で電源が切れると、生命や財産に損害を受けるおそれがある以下の機器は使用しないでください。



- ・全ての医療機器、防犯機器、灯油やガスを用いた暖房機器、電気コンロなど
- ・デスクトップパソコンなどの情報機器およびその周辺機器、炊飯器、電子レンジなどの調理器具
- ・建築基準法で予備電源の設置が義務づけられている機器(非常用照明装置、非常用エレベーター、防火シャッター等)
- ・消防法で規定される非常電源が接続される機器(消火設備、警報設備、避難設備等)
- ・その他、電源が切れると生命や財産に損害を受けるおそれのある機器

注意

● 夕コ足配線での使用はしない 延長コード等の容量を超えると



延長コード等の容量を超えると、発熱により火災や機器の故障のおそれがあります。

●自立運転出力(自立運転コンセント)に機器を接続したままにしない 火災、感電の原因になります。使用時には機器が安全な状態であることをご確認ください。 ご使用後は、すみやかにプラグを抜いてください。

お知らせ

●自立運転コンセントはお客様のご要望により増設することができますが、最大 15 A 以下でご使用ください。 自立運転で使用できる電力は、1,500 W までとなります。15 A を超える電流が流れた場合、機器内の保護 装置が働く場合があります。保護装置が数回働くと自動的に運転を再開しなくなります。

自立運転時のご注意

- ●くもりや朝夕など太陽電池モジュールの発電電力が少ない場合は、使用する電気製品の消費電力によって運転できずに、機器内の保護装置が働く場合があります。保護装置が数回働くと自動的に運転を再開しなくなります。
- ●太陽電池モジュールが十分に発電している時でも、洗濯機、掃除機、冷蔵庫、コピー機、シャワートイレなど、 モータを内蔵している電気製品は、運転開始時に大きな電流が流れたり、波形の歪が大きくなるため、使用 できない場合があります。
- ●パワーコンディショナの自立運転出力は、商用電源と完全に同一ではありません。通常時と電気製品の動作が異なったり、動作しない場合があります。
- ●自立運転中に日没となり翌朝停電から復帰していても、自立運転を継続いたします。(連系自立自動切換: OFF(初期値))運転 SW を停止モード→運転モードにすることで、連系運転を開始します。
- 自立運転開始後に太陽光発電システムや、接続された電気機器から発煙、異臭や異音がした場合は、ただち に運転を停止してください。